

# 雇用保険二事業に基づく助成金の効果検証の取組強化（報告）

職業安定局雇用保険課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## 令和8年度以降の雇用保険二事業に基づく助成金の効果検証の取組強化

雇用保険二事業は、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大といった雇用の安定や労働者の能力の開発等に資する雇用対策を通して、雇用保険の保険事故である「失業」の予防なり、再就職の促進による給付減に資するものとして実施されているものである。このうち、二事業助成金は、その支給によって事業主が望ましい行動を取ることを政策的に促すものである。

しかし、助成金という政策ツールは、非効率やモラルハザードを生じさせ易い点に留意する必要がある、過度に依存することは避けなければならない。助成金という政策ツールを採用するとしても、

- ・ 企業行動を過度に歪めていないか
- ・ 政策効果が個社にとどまらず広く社会全体に波及しているか
- ・ 助成対象となる個別企業の行動が助成金受給時点時の一過性のものにとどまるのではなく、継続的な取組として企業の人事労務管理にビルトインされているか

等の視点から、不断に効果検証を行うことが重要である。

このため、従来の取組に加え、以下の取組を令和6年度秋以降から開始し、二事業助成金の効果検証の取組を強化することとする。

1. 令和6年度秋から別途策定する工程表に基づき、3年をかけ、全助成金（14助成金52コース）を個別具体的に精査し必要な見直しを行う。
2. 見直しにより存続となった助成金については、原則3年の時限措置とし、終期到来時に改めてその必要性等について個別具体的に精査を行う。
3. 各助成金の個別精査では、以下の点を中心にその必要性等を厳しく精査する。
  - ① 助成金が政策目的を実現するツールとして有効に機能しているか（申請件数は十分か、助成額、助成率等は適切か等）
  - ② データによる検証が十分になされているか（効果検証に真に有用となるデータが収集されるとともに、適切なKPIが設定されているか等）
  - ③ 同一事業主に複数年にわたり支給が行われていないか
  - ④ 助成金間で助成対象が重複していないか
  - ⑤ 政策目的が、助成金の支給のみをもって実現を目指すのではなく、他の政策・運用を組み合わせ実施しているか 等

# これまでの経緯

- 前回の雇用保険二事業に関する懇談会において、以下のとおり趣旨を説明。
 

雇用保険二事業の助成金は、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大、労働者の能力の開発等に資する観点から、その時々の方策課題を踏まえ、その支給によって事業主が望ましい行動を取ることを政策的に促すものとして実施している。

しかし、助成金という政策ツールは、適切な運用がなされなければ、非効率な取組やモラルハザードを誘発し易い面がある。このため、過去の経緯にとらわれることなく、雇用情勢、社会情勢の変化を常に捉えながら、

  - ✓ 企業行動を過度に歪めていないか
  - ✓ 政策効果が個社にとどまらず広く社会全体に波及しているか
  - ✓ 助成対象となる個別企業の行動が助成金受給時の一過性のものにとどまるのではなく、継続的な取組として企業の人事労務管理にビルトインされているか

等の視点から、不断に効果検証を行うことが重要である。

このため、二事業助成金の効果検証の取組を強化することとし、以下の取組を令和6年秋以降に開始することとする。
- 13助成金50コース（令和6年6月時点）を以下の3グループに分け、3年計画で順次、詳細なヒアリングを実施し、必要な見直しを行うこととする。

|       | 令和6年度<br>(令和8年度要求に向けた検討)  | 令和7年度<br>(令和9年度要求に向けた検討)  | 令和8年度<br>(令和10年度要求に向けた検討)  |
|-------|---|---|--|
| テーマ   | 人手不足等社会経済情勢を踏まえた見直し（雇入れ助成関係）  | 人への投資、人材確保に資する支援のあり方を踏まえた見直し（能力開発関係・雇用管理改善関係）   | その他の見直し  |
| 対象助成金 | <ul style="list-style-type: none"> <li>特定求職者雇用開発助成金</li> <li>早期再就職支援等助成金</li> <li>トライアル雇用助成金</li> <li>地域雇用開発助成金</li> <li>通年雇用助成金</li> <li>キャリアアップ助成金（正社員化コース・障害者正社員化コース）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>人材開発支援等助成金</li> <li>人材確保等支援助成金</li> <li>65歳超雇用推進助成金</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用調整助成金</li> <li>産業雇用安定助成金</li> <li>キャリアアップ助成金（正社員化コース・障害者正社員化コース以外）</li> <li>両立支援等助成金</li> </ul> |

- 今年度の対象助成金について、11月以降、主に以下の項目について雇用保険課がヒアリングを実施。
  - ① 事業概要（助成概要、助成額等）
  - ② 事業の目的（目指すべきゴールや政策目的を達成するための手段等）
  - ③ 支給決定件数・予算額・執行額・執行率
    - ✓ 令和2年度～令和6年度、助成額・助成率等の設定根拠
    - ✓ 令和5年度の支給決定件数が2桁以下又は執行率が20%未満の場合は実績低調な理由や改善見込み
  - ④ EBPM把握の為に現状把握しているデータ
  - ⑤ EBPMに必要なKPIの設定、達成に向けて必要となるデータ収集方法
    - ✓ 目指すべきゴールに向けたKPI設定
    - ✓ KPIの達成に向けて必要となるデータ収集方法（現状把握していないデータの場合、今後、どのような方法でいつから取得できるのか）
  - ⑥ 現状分析
    - ✓ 同一事業主に複数年にわたり支給がおこなわれていないか
    - ✓ 特定の地域、業種及び事業所規模に偏りがいないか
    - ✓ 助成金間で助成対象・内容などが重複していないか
- ヒアリング結果を踏まえて、年度末までに見直し方針を決定。来年度の雇用保険二事業に関する懇談会において報告し、令和8年度概算要求へ反映。